

以下は、(公社)日本ローイング協会の「競漕規則・細則」の抜粋である。クルーの視点から競漕に不可欠なことを中心に紹介している。(斜線部)は、本マニュアルでのオリジナルの解説。競漕する

は随時更新されるため、日本ローイング協会のホームページに掲載されている競漕規則を必ず熟読しよう。

★の項、特に破線で囲んだ項目、下線部を熟知しておこう。

日本ローイング協会 競漕規則・細則 (とその解説)

第10条 (艇と装備の安全性)

1・安全のために、すべての艇とその装備は、以下の条件を満たさなければならぬ。

- (1) 艇首に直径4cm以上のゴムまたはこれに類似する材質で、かつ中空でない白色のポール(バウボール Bow Ball)を取り付けること。
- (2) フットストレッチャー(ストレッチャー、シューズなど漕手の足を保

持するすべての装備)は、漕手が緊急時において速やかにボートから離脱することができる(クイックリリースフットストレッチャー)形式であること。

※バウボールは、安全の他、発艇線(スタートライン)での位置揃えと、決勝線(フィニッシュライン)での着順判定に用いられます。

第11条 (艇最小重量等)

1 大会で行われるレース種目、記号および艇の最小重量は、競漕細則において定める。

3 艇計量の結果、最小重量に満たなかった場合は、そのクルーをそのレースの最下位とし、BUW(Boat Under Weight)と記録する。

なお、同一レースで複数のクルーに艇重量不足が生じた場合は、不足重量の少ないものほど上位とする。もしそのクルーが同じ種目の以降のラウンドに再度重量不足の艇で出漕した場合は失格となる。

1 大会で行われるレース種目、記号および艇の最小重量は下表のとおりとする。 ※ジュニア種目を抜粋

記号	種目	艇重量	女子種目
2X	ダブルスカル	27kg以上	○
1X	シングルスカル	14kg以上	○
4X+	舵手つきクォドルブル	53kg以上	○

第11条(艇最小重量等) 細則

第16条 (レース間隔) ★

各レースの発艇(スタート)定刻は、同一種目の直前のラウンドの最

終レースのスタートから2時間以上経過していなければならない。

第20条 (罰則等)

違反・不正行為等をしたクルー等になされる指導・罰則や不利益処分の内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 指導 レース中の他艇への妨害や侵害等を伴わない軽微なルール違反をしたクルーに対して、審判等が口頭で与えるもの。

(2) 警告

① 注意 レース中に、艇あるいはオールの一部または一部が自己のレーンの外に出たことによって、他艇に接触するおそれ、あるいは他艇の進路を妨害するおそれがあるクルーに対して、主審が当該クルーに口頭と白旗によって与えるもの。

② イエローカード(Yellow Card) 指導や注意の対象となる違反よりも重いルール違反をしたクルーに対する警告。同一ラウンド内で2回のイエローカードを受けるとレッドカード(除外)となる。イエローカードは、同じラウンド内(そのラウンドでのレースが成立するまで)は有効であるため、当該レースの延期または再レースの場合にも適用される。

③ レッドカード(Red Card 除外) 次の場合にクルーに対して与えられる警告。

ア 同一ラウンド内で2回のイエローカードを受けた場合

イ 無断で発艇(スタート)時刻に遅れ、レースに参加しなかった場合(放棄)

ウ その他重大なルール違反があった場合

(3) 罰則・不利益処分

① 最下位付置 次の場合に、クルーが当該出漕レースの最下位に付される処分。

ア 艇計量の結果、その大会で当該クルーが初めて最小重量に満

たなかった場合

イ 決勝レースもしくは順位決定レースを棄権した場合、あるいは決勝レースもしくは順位決定レースでスタートしなかったり、途中で漕ぎやめてフィニッシュラインに到達しなかった場合

② 除外 レッドカードを受けたクルーは、それ以降、当該大会における当該種目のすべてのラウンドに出漕できない。レッドカードを受けて除外となったクルーのその種目における順位はつかない。

③ 失格(クルー単位) 対象となるクルーの当該種目への出漕資格を失わせ、かつ当該クルーメンバーは当該大会中の全種目に出漕できないとする処分。失格となったクルーのその種目における順位はつかない。

④ 所属団体の失格(排除) 故意または重大な過失、もしくは組織的な艇計量の違反、無届での選手入替え、あるいは審判や大会役員、競技スタッフ、他の競技者等に対する暴言、暴行、威迫その他の重大なルール違反をした際に、当該クルーだけでなく、同一所属団体内から出漕しているすべてのクルーの当該大会に関する出漕資格を失わせ、当該大会中の全種目に出漕できないとする、競漕委員会の行う処分。

第20条(罰則等)細則

1 指導および警告は、レース中の他、レース終了後、又は、レース前の回漕中および練習中にも与えられることがある。

2 BUWによる複数の最下位付置のクルーの順位は、不足重量が少ないクルーが上位となる。

3 BUW以外の理由による複数の最下位付置クルーは、同順位で繰り上がるものとする。

**第22条 (日常管理)**

第22条 (日常管理)細則

競技者は基本的な水泳の能力として、以下の2項目が求められる。

- (1) 50mを泳げること
- (2) 水中でどこにもつかまらずに、3分以上、首から上を水の上に維持できること。

**第24条 (レース制限) ★**

ジュニア競技者が漕手として参加できるレースは1日に2回までとする。ただし、再レース等でやむを得ない理由のある場合は、競漕

委員会が決定する。

**第25条 (舵手体重) ★**

1 舵手の性別は問わないものの、その体重(軽量級種目の舵手を含み、マスターズ種目及びナックルフォアの舵手を除く。)は、ユニフォームおよび一部装着が認められたパーソナルアイテムを含め男子種目においては55kg以上、女子種目においては50kg以上とする。これに満たない者は、規定の重量に達するため、艇内の舵手に最も近い場所に、監視員から貸与された最大限15kgのデッドウェイトを置かなければならない。(後略)

2 前項の舵手体重の計量は、出漕日ごと(中略)に各自の最初のレースの2時間前から1時間前までに、競漕委員会があらかじめ指定した場所で行う。(後略)

*舵手の体重規定は、舵手の減量の危険回避を含め、舵手軽量化の過当競争を避ける目的で設定されています。*

*計量の時間設定をよく覚えておきましょう。*

**第27条 (競技者交代等) ★**

1 すべてのクルーは、大会要項等で定める事前変更可能期間終了後からそのクルーの大会最初のレースの発艇(スタート)1時間前までに、競漕委員会に届け出ることにより、同一所属団体に選手登録されている者の中から、漕手の半数までと舵手を代えることができる。この場合、レースナンバー、種目、交代者の氏名、シート、交代の理由等を記入した責任者の署名のある文書によって届け出なければならない。

*ただし、事前変更可能期間終了後、予選までの間に出漕不可能な傷病(医師の診断書を要する)、交通の途絶その他の競技者の責めに帰することのできない出漕不能事由が生じた場合は、その届出に基づき、競漕委員会は交代を認めることがある。*

*選手交代は、交代の理由の記述は必要ですが、所定の期間に正しい手続きで届出であれば受理されるものです。制限されるものではありません。*

2 前項の規定に関わらず、シングルスカルの交代は認められない。

**第28条 (メンバー交代の禁止)**

レースに1度出漕したクルーは、その後メンバーを代えることはできない。ただし、競技者本人(シングルスカルを除く。)の急病または負傷(医師の診断書が必要)あるいは競技者本人に代替不能な重大な事由が生じ、競漕委員会の承認を得たときはこの限りではない。

*予選以降は、特別の理由がなければ、メンバー変更はできません。なお、現場で、救護所に医師は常駐するのでしょうか?「診断書」を発行できない場合はどうなのでしょう?*

**第29条 (棄権・放棄) ★★**

1 エントリー完了後、予選の組み合わせ抽選までに棄権しようとするクルーは、所属団体責任者の署名のある棄権届によって、組み合わせ抽選会開始の1時間前までに競漕委員会に届け出なければならない。

下位とする。

3 一度届け出た棄権は撤回することができない。

5 無届けで出漕すべきレースに出漕しなかった場合(放棄)、競漕委員会は、当該クルーを除外(レッドカード)とする。この場合において、競技者の傷病その他の正当な理由によらない放棄であって、競漕委員会が対応相当と認めるときは、その申出に基づき、当協会理事会は、当該競技者およびその所属団体、並びにその加盟協会に対し、必要かつ適切な処置を科すことができる。

4 棄権したクルーは、以後のラウンドに進めない。ただし、決勝レースもしくは順位決定レースの棄権については、当該レースの最

**第30条 (ユニフォーム等のクルー内統一) ★**

クルーは、出漕に際し統一されたユニフォームを着用しなければならない。

いても構わない。ただし、帽子と鉢巻を併用する場合は、一体のもののみならず。

第30条(ユニフォーム等のクルー内統一)細則

1 ユニフォームの他に着用する帽子・鉢巻、アンダーシャツ、アンダーレギンス、靴下などは統一されていなければならない。柄が相違しているものや色褪せにより外見が異なるものは、統一されているものとは認められない。

3 パーソナルアイテム(別表1「定義等一覧表」参照)は統一されている必要はない。

2 帽子および鉢巻は、統一したものであれば着用・非着用者が

4 舵手はクルー内で統一されたユニフォームに加えて、漕手が着用していない衣服を着用してもよい。

5本条に違反し、その是正に従わないクルーは、除外(レッドカード)となることもある。

**第31条 (ブレードカラー, デザイン, マークの統一) ★★**

- |  |  |
|--|--|
| <p>1 混成クルーを含め, 出漕するクルー全員は, あらかじめ届け出た, クルー内で統一されたものと同じブレードカラー, デザイン, マークのオールを使用しなければならない。ただし, やむを得ない理由でブレードを統一できないことを競漕委員会が承認したときはこの限りではない。</p> | <p>2 前項に違反した場合, そのクルーは除外(レッドカード)となることがある。</p> <p>第31条(ブレードカラー, デザイン, マークの統一) 第1項細則<br/>オールのメーカーはクルー内統一の対象としない。</p> |
|--|--|

**第36条 (呼び込み)**

- |   |  |
|---|--|
| <p>1 次のレースに出漕するクルーは, 待機水域にて, 前のレースのクルーがすべてスタートエリアを去って, 発艇員によってスタートエリアの安全が確認された後, 発艇員からクルー名が呼ばれ, 使用レーンの割当ておよびスタートまでの残り時間の指示を受ける。</p> <p>2 前項の呼び込みにおいては, 競漕委員会もしくは審判長の判断に基づき, 使用レーンの不具合等により, パウナンバーと異なるレーンが割り当てられることがある</p> | <p>3 各クルーは, 発艇員が進入を許可するより前に, 競漕レーンに入ってはならない。</p> <p>4 発艇員から使用レーンを指示されたクルーは, 周辺の安全を確認し, 割り当てられたレーンにすみやかに入らなければならない。そのレーン以外で練習することはできない。</p> |
|---|--|

**第38条 (発艇定刻) ★★**

- |   |  |
|---|--|
| <p>1 クルーは, 発艇(スタート)定刻2分前までに所定のスタート位置に着かなければならない。これに違反したクルーは, 発艇員によりイエローカードを与えられる。</p> <p>2 クルーの責めに帰すことができない事由その他のやむを得ない理由により発艇(スタート)定刻に遅刻するクルーは, あらかじめその理由を最寄りの審判に伝え, 審判長の許可を得なければならない。</p> | <p>3 遅延が長時間に及ぶ場合は競漕委員会の承認を必要とし, 競漕委員会は, その対応を関係するすべてのクルーに告知しなければならない。</p> <p>4 発艇員は, 無断で発艇(スタート)定刻までに到着していないクルーを待つことなくスタートさせることができる。この場合, 発艇員は到着していないクルーにレッドカードを与えるものとし, 当該クルーは以後, 競漕に参加することはできない。</p> |
|---|--|

**第39条 (スタート手順) ★★**

- |   |   |
|---|---|
| <p>1 発艇(スタート)定刻5分前から発艇員による分読みが始まる。分読みは, 通常英語を用いるものとするが, ローイングの普及を主目的とした大会等で, 事前に代表者会議等で告知した場合には, 日本語で分読みを行うことができるものとする。分読みの号令は, 「five minutes(ファイブミニッツ)」(スタート5分前), 「four minutes(フォーミニッツ)」(スタート4分前), 「three minutes(スリーミニッツ)」(スタート3分前), 「two minutes(ツーミニッツ)」(スタート2分前)の順に行われる。</p> <p>2 クルーは, 発艇(スタート)定刻2分前までにユニフォームおよび装備を含め, 発艇(スタート)の準備を整えなければならない。</p> <p>3 「two minutes(ツーミニッツ)」(スタート2分前)の号令後, 既にイエローカードが与えられているクルーにその旨通告される。この通告に対して異議の申立てがある場合, クルーは直ちに挙手して発艇員または主審に対してその旨を伝えることができる。この場合, 発艇員または主審は, 申立内容を判断し, 口頭で決定内容を伝えなければならない。</p> <p>4 クルーは, 「two minutes(ツーミニッツ)」(スタート2分前)の号令後, 発艇員の監督下に入り, スタートその他の指示に従わなければならない。</p> <p>5 発艇(スタート)の合図は, 次の各号のいずれかによる。</p> <p>(1) 信号による発艇 バウナンバー順に出漕クルーの名前が呼ばれ(ロールコール), 次に「attention(アテンション)」の予令後, 明瞭な間において赤ランプが点灯され, さらに明瞭かつ一定でない間においてブザーが鳴ると同時にランプが赤から緑に変わる。</p> <p>(2) 旗による発艇 バウナンバー順に出漕クルーの名前が呼ばれ(ロールコール), 次に「attention(アテンション)」の予令後, 明瞭な間において発艇旗が掲げられ, さらに明瞭かつ一定でない間において「go(ゴー)」の発艇(スタート)号令と同時に発艇旗が振りお</p> | <p>ろされる。</p> <p>6 審判長は, その大会でどのような発艇(スタート)号令を採用するかを, 大会前の代表者会議で説明しなければならない。</p> <p>7 気象条件等正当な理由がある場合, 発艇員の判断でクイックスタートが行われることがある。この場合, 発艇員からあらかじめクイックスタートであることが伝えられ, ロールコールに代え, 「オールクルーズ」と発せられ, 以降は通常の手順に従って行われる。</p> <p>8 クイックスタートでスタートしたレースが再スタートとなった場合, 原則として再スタートに通常の手順を使用してはならない。また, レースの進行が遅延している場合に, 遅れを取り戻すためにクイックスタートを使用してはならない。</p> <p>9 各クルーは, ロールコールが終わるまでに艇の方向を定めなければならない。この不備を理由に発艇(スタート)猶予を求めることはできない。</p> <p>10 正常な発艇(スタート)ができない場合, 発艇(スタート)号令がやり直されることがある。この場合, 「スタートやり直し」の号令の後, ロールコールから再開される。</p> <p>第39条(スタート手順)第5項細則<br/>クルーは, ロールコール終了後, いつでもスタートできる体勢にしておく責任があり, クルーから 発艇猶予を求めることは認められない。</p> |
|---|---|

**第40条 (フォルス[不正]スタート) ★★★**

- 1 スタートに際して、予令後、発艇(スタート)前にクルーが漕ぎ始め、かつスタートラインを越えた場合、線審はこれをフォルススタートと認定する。
- 2 線審・発艇・主審は、フォルススタートを認めたときは、当該レースを中止させなければならない。
- 3 レースの中止の動作は、次のとおりとする。 ① 鐘を鳴らす。 ② 赤旗を振る。 ③ 「止まれ(もしくはストップ)、レース中止！」と発声する。 この動作・発声は全艇が停止するまで、反復継続しなければならない。
- 4 フォルススタートに対する警告は、次のとおりとする。  
(1)線審はフォルススタートを行ったクルー一名を発艇員に伝え、発艇員は当該クルーにイエローカードを与える。
- (2)もし複数のクルーがフォルススタートを行った場合、線審は、意図的かつ先導的にフォルススタートを引き起こしたクルー(単独とは限らない。)と、その艇・クルーの動きに誘発されて受動的にフォルススタートに至ったクルーを区別し、発艇員に伝える。発艇員は前者にイエローカードを与え、後者は処分しない。
- 5 同じレースで2度フォルススタートを行うと除外(レッドカード)となる。
- 6 フォルススタート後の再レースにおいては、「two minutes(ツォミニッツ)スタート2分前」の号令後、前条によりスタートが行われる。ただし、状況によっては、発艇員はロールコールからスタート手順を始めることができるものとする。

**第44条 (レース中のクルーの責任) ★★**

- 1 レース中、各クルーは自己のレーンを漕行しなければならない。他のレーンに侵入し、接触または妨害をしてはならない。他のレーンに侵入し自己を有利にした場合は、主審の決定に従わなければならない。
- 2 同じ団体の複数のクルーが同じレースに出漕し、その内の1艇が故意により他艇に接触または妨害した場合、当該レースに参加していたこの複数のクルー全部にレッドカードが与えられて除外となり、さらに悪質と判断される場合は、これらのクルーは失格となってその大会の競漕資格を失うことがある。

**第47条 (主審のクルーへの指示) ★★**

- 1 原則として、主審からクルーに対し、進路または操舵に関する指示は与えられない。ただし、次の各号の場合、主審から白旗で警告が与えられ回避すべき方向が示される。  
(1)自己のレーンを外れて他艇を妨害する危険がある場合  
(2)自己のレーンを外れて他艇または航行を妨げる物その他と接触・衝突を起こす危険がある場合  
(3)自己のレーンを外れて自己を有利にしている場合
- 2 クルーは前項各号の場合、主審からレッドカード(除外)が与えられることがある。
- 3 航行を妨げる物その他により、クルーに危険が生じる可能性がある場合、特定のクルーに対し主審から操舵指示を受けることがある。

**第50条 (レース中の艇の故障等) ★**

- 1 レース中の不可抗力による不利益や影響、または艇の故障等を理由に、クルーはレースの中止を求めることはできない。
  - 2 レースに参加したクルーは、レース中に受けた損傷、レース中の不可抗力による不利益や影響、または艇の故障を理由に、レースの延期または無効を主張することができない。
- 第50条(レース中の艇の故障等)細則  
マスターズ大会においては、スタートエリア内(スタートラインより100メートル以内)でクルーが艇または装備に故障が生じたことを表明したときには、発艇員もしくは主審はレースを止めなければならない。

**第54条 (レースの漕了) ★**

- 1 スタートした各クルーは、その艇首がフィニッシュラインに到達したとき、そのレースを漕了したものとする。
  - 2 レースに参加した全艇がフィニッシュラインに到達した後、クルーからの異議申立もなく、そのレースが正常に行われたと認めるときは、主審は遅滞なく白旗を掲げて、その旨を全クルーと判定員に知らせなければならない。各クルーは、白旗が掲げられるまでフィニッシュエリア内に留まっていなければならない。
  - 3 レース中に問題が生じ、その着順がフィニッシュライン到達順にならない可能性があるとき認めるときは、主審は赤旗を掲げて、全クルーと判定員に知らせなければならない。
- 第54条(レースの漕了)第3項細則  
主審から赤旗が掲げられた場合、各クルーは主審から指示があるまでその場に待機しなければならない。

**第57条 (参加・欠員) ★★**

- 1 いかなるクルーも、定員を欠いてレースに参加することはできない。
  - 2 レース中、故意によらず漕手が水中に落ち、その漕手を欠いたままフィニッシュラインに到達した場合、当該クルーは漕了したものとみなし着順を付与する。
  - 3 舵手を欠いてフィニッシュラインに到達したクルーは失格となる。
  - 4 漕手が落水したとき、落水後、自力で乗艇し、フィニッシュラインに到達した場合には着順を認める。
- 57条(参加・欠員)細則  
1 漕手が落水した場合、安全および健康面並びにレース運営上の支障等を考慮し、漕手の意思・意向に関わらず主審は救助を優先させることがある。  
2 レース中に落水し、フィニッシュラインに到達できなかった場合、または他者の支援を受け、もしくは岸等を利用して乗艇した場合は、DNFと記録される。

**第59条 (レース未漕了) ★★**

レースを漕了していない次のクルーは、以降の当該種目の全ラウンドに出漕できない。ただし、決勝、順位決定戦では、放棄したクルーを除き、最下位となる。

(1)棄権、放棄、発艇(スタート)定刻に遅れたためにレースに参加できなかったクルー:「DNS」と記録する。

(2)スターターの発艇(スタート)号令にかかわらずスタートしなかったクルー:「DNS」と記録する。

(3)主審の宣告を待たずにレースを中止し、フィニッシュラインに到達しなかったクルー:「DNF」と記録する。

**第61条 (クルー関係者の禁止事項) ★★★**

1 クルー関係者は、次の各号の行為を行ってはならない。  
 (1)競漕委員会の許可なく、レース中、コースに沿ってクルーに伴走すること。  
 (2)競漕委員会の許可を得ている場合においても、道路交通法に違反(電子機器類操作しながらの運転・歩行、交通弱者保護違反など)したり、警察官、警備員等の指示に従わないこと。  
 (3)審判長の許可なく、クルーに関係ある船艇をレースに随伴させること。  
 (4)レース中、その手段・方法を問わず、電気式・電子式等の装置を使用して、艇外からクルーに助言や指示を与えること。  
 2 競漕委員会および審判長は、前項に違反したクルー関係者およ

び当該クルーに、イエローカードその他の相応のペナルティを科すことができる。

第61条(クルー関係者の禁止事項) 第1項第4号細則

- 1 クルー関係者は、定められた場所において応援することができない。この場合、拡声器等の電気式機器を用いてはならない。
- 2 伴走や応援についての大会ごとの制限については、競漕委員会から大会要項および代表者会議で事前に周知される。

*伴走禁止の理由は、A 観戦者の安全確保、B 周辺環境への配慮、C クルーへの陸上からの随伴的助言・指示の排除、です。他のマナーの悪い指導者・団体のまねをしないようにしましょう。目に余る場合は抗議しましょう。*

**第63条 (厳禁事項) ★★★**

クルー関係者は、次の各号の行為を行ってはならない。  
 (1)水の自然物性・水質または水と船体の境界面の物性を変えるような物質または構造の使用  
 (2)各種検査、検量、テストの拒否、妨害、陥れ  
 第63条(厳禁事項)細則  
 競漕委員会は本条第1号、第2号について、違反したクルーを失格

とし、必要に応じて所属団体並びに加盟協会に対し適切な処置を行うものとする。

*界面活性剤をハルに塗布すること、リフレットなどの物理的表面構造の工夫の禁止です。従来あった、無線通信機器の「搭載」は禁止事項ではなくなりましたが、使用は禁止されます(第64条)*

**第64条 (電子的通信装置および許可データ) ★**

1 レース中(レース用の航行ルールが適用されている全時間帯)、電気的または電子的な手段による、クルーと艇の外部とのいかなる方向の交信およびデータの送受信も許されない。ただし、レース経過の追跡のために競漕委員会が特に認めた場合は、当該レースの全艇に同種・同重量の電子的通信装置(GPS 等)を取り付けることができる。  
 2 レース中のクルーに艇内での計測・記録・保存が許されるデータは、以下の情報のみとする。  
 (1)タイム  
 (2)ストロー・クレート

(3)艇速/加速度  
 (4)心拍数  
 3 前項の情報は「許可データ」と呼ばれ、「許可データ」を収集するための機器や装置の持込みは許可される。さらに、「許可データ」から直接由来する情報がレース後の使用の目的のためにレース中記録されることも許可される。  
 4 クルーは、前2項で許可されたもの以外のデータや情報を、レース中に計測、記録、保存してはならない。  
 5 本条に違反したクルーは失格になることがある。

**第74条 (異議申立) ★★**

1 スタートエリアにおけるスタート前のクルーから審判に対する異議申立は、第42条で定める。  
 2 レースに関するクルーから審判に対する異議申立は、主審により白旗が掲げられるまでに、クルーから拳手等の明示の方法で、主審に申し出なければならない。  
 3 レース終了後のクールダウン及び次のラウンドまでのトレーニング中の違反等への処分に対する異議は、当該処分を下した審判に申立てることができる。なお、当該処分を下した審判に異議申立ができない場合は、最寄りの審判に対して異議を申し立てることができる。ただし、その申立は、次のラウンドのレースのためにポンツーンを出艇するまでに行わなければならない

ない。  
 4 異議申立はレース直後もしくは審判から処分を下された時点でのみ、その審判に申し出ることができる。  
 5 異議申立を受けた審判は、遅滞なく、異議に対する措置を決定し、クルーに通告する。

第74条(異議申立)第2項細則

主審は漕了後の異議申立に対し、次の各号の措置を行う。

- (1)異議を棄却もしくは却下する場合、その旨を当該クルーに伝え、白旗を揚げる。
- (2)異議の内容を調査・審議する場合は赤旗を掲げ、判定における着順表作成を保留させ、その後決定を下す。